

「投資信託」を学ぼう③

あんびる えつこ Ambiru Etsuko 文部科学省消費者教育アドバイザー
 「子供のお金教育を考える会」代表 (<http://www.kids-money.jp/>)。著書に「アクティブ・ラーニングで楽しく！消費者教育ワークショップ実践集」(大修館書店、2018年)ほか

お金理解度チェック

次の①～③のうち、内容が合っていると思うものの□に✓をしましょう。

- ① iDeCoは運用益が非課税になるだけでなく、掛け金や受け取る時にも税制上の優遇措置がある
 - ② iDeCoは、原則、65歳まで引き出せないの注意が必要である
 - ③ iDeCoとつみたてNISAは、投資信託と株式の運用益が非課税になる点は同じである
- 内容が合っているもの(☑)は……①

今回は、「iDeCo」(イデコ、個人型確定拠出年金)について解説します。

iDeCoには3つの税制優遇が



iDeCoは、老後のための資産形成を目的とした制度です。iDeCoは、60歳未満の国民年金の第1・2・3号被保険者で、フリーランスや学生、専業主婦(夫)など、さまざまな人が対象です。ただし、農業者年金の被保険者、国民年金の保険料納付を免除されている人、一部を除く企業型確定拠出年金加入者は加入できません*1。

また掛け金(積立額)は、月々5,000円から1,000円単位で設定ができ、「年単位拠出」も可能です。いずれの場合も公的年金の加入区分等による年間限度額内で設定します(図)。

iDeCoの運用対象商品は投資信託だけでなく、保険商品や定期預金など元本確保型の商品まで幅広く用意されています。将来、受け取れる額は運用成績によって変わりますから、リスクを考慮しながら、運用商品の配分や組み合わせを自分で選んでいくことになります。金融機関によって運用できる金融商品が異なりますので、自分に合った金融機関を選ぶとよいでしょう。

iDeCoの最大のメリットは、3つの税制上の優遇措置が受けられる点です。

まず、掛け金は全額、所得控除が受けられます。例えば、掛け金が毎月1万円で所得税が

図 iDeCoの加入資格と拠出限度額

iDeCoの拠出限度額について	
加入資格	掛金
(第1号被保険者) 自営業者	月額6.8万円 (年額81.6万円) (国民年金基金または国民年金付加保険料との合算枠)
(第2号被保険者) 会社員 公務員等	会社に企業年金がない会社員 → 月額2.3万円 (年額27.6万円)
	企業型DCに加入している会社員 → 月額2.0万円 (年額24.0万円)
	DBと企業型DCに加入している会社員 → 月額1.2万円 (年額14.4万円)
	DBのみに加入している会社員 → 月額1.2万円 (年額14.4万円)
公務員等 → 月額1.2万円 (年額14.4万円)	
(第3号被保険者) 専業主婦(夫)	月額2.3万円 (年額27.6万円)

※ DC：確定拠出年金 DB：確定給付企業年金、厚生年金基金
 出典：国民年金基金連合会「iDeCo公式サイト」より

*1 企業型確定拠出年金加入者は2022年10月以降、iDeCoの加入要件が緩和される

表 iDeCoとつみたてNISAの比較

	iDeCo	つみたてNISA
税制上の優遇措置	掛け金を全額所得控除 運用益が非課税 年金受け取り時に公的年金等の控除(分割受け取り)、または退職所得控除(一括受け取り)の対象になる	運用益が非課税
投資金額	月々5,000円から(1,000円単位)	100円から(金融機関による)
投資限度額	公的年金の加入状況により、年額14.4～81.6万円(図参照)	年間40万円・最大800万円
手数料(税込み) ※信託報酬など金融商品に関わるものを除く	加入・移管時手数料 2,829円(初回のみ) 国民年金基金連合会手数料 月額105円(納付月のみ) 資産管理手数料 月額66円 運営管理手数料 月額無料～500円台(金融機関による) 給付事務手数料 440円(給付1回につき)	口座管理手数料 なし
期間	拠出は60歳まで(※1) 受給開始の上限年齢は70歳(※2)	口座開設は2042年まで 非課税期間は最長20年
対象商品	iDeCo用の投資信託、定期預金、保険	金融庁の基準を満たす投資信託(ETF含む)
換金	60歳まで原則換金不可	いつでも可

※1 拠出は65歳までできるように変更される(2022年5月以降) ※2 受給開始の上限年齢は75歳に引き上げられる(2022年4月以降)

20%、住民税10%の人の場合、年間3万6000円の税が軽減されます。2つ目は、金融商品の運用益にかかる税金(源泉分離課税)が非課税になるというものです。そして3つ目は、お金を受け取る時の控除です。分割で受け取る(年金)の場合は公的年金等控除が、一時金で受け取る場合には退職所得控除が受けられます*2。

iDeCoの注意点



こうした税制上のメリットがある一方、注意しておきたいポイントがいくつかあります。

iDeCoは原則として60歳まで引き出すことができません。また、加入期間が10年に満たない場合は、受給開始年齢が繰り下げられます。途中で引き出せませんので、きちんとライフプランを考えて、計画的に利用する必要があります(掛け金拠出の休止・再開は可能)。

手数料も初回時の加入・移管時手数料のほか、さまざまな手数料がかかります(表)。加えて、選んだ商品によっては、投資信託の信託報酬などの手数料がかかる場合もあります。また受給時に給付事務手数料も必要です。

iDeCoとつみたてNISAの違い



iDeCoとつみたてNISAは作られた背景が異なるため、色々な点で違いがあります(表)。

iDeCoは投資信託のほか、定期預金や保険等からも選ぶことが可能ですが、つみたてNISAは投資信託(ETFを含む)のみが対象です。また先述のとおり、iDeCoが原則60歳まで資金を引き出せないのに対し、つみたてNISAはいつでも資金を引き出すことができます。

コストも異なります。iDeCoは掛け金に対する所得控除がない専業主婦(夫)などの場合、口座管理手数料などが負担になることも考えられます。一方、つみたてNISAは、口座管理手数料がかからず、対象の投資信託は、販売手数料、信託報酬などのコストを抑えた商品です。

お金に余裕があって節税を重視するならiDeCo、60歳まで使えないことが不安ならつみたてNISAといった具合に、自分の状況に合う制度を検討するとよいでしょう。なお、iDeCoとつみたてNISAの併用も可能です。それぞれの特徴を生かした資産運用を考えてみましょう。

*2 会社などの退職金があり、退職所得控除の金額を上回る場合には、課税されることもある